物品買入契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

３　受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、発注者の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一般的損害等）

第３条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものは、発注者が負担する。

（監督）

第４条　発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

（納品書等の提出等）

第５条　受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

３　受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

（検査）

第６条　発注者は、前条第１項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

２　前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

３　受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第１項の検査に立ち会わなければならない。

４　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

５　発注者は、必要があるときは、第１項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第２項から第４項までの規定を準用する。

６　第１項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

（引換え又は手直し）

第７条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第１項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

３　受注者は、前２項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第５条第１項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
４　発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。
５　前条第２項から第４項まで及び第６項の規定は、前項の検査について準用する。

（減価採用）
第８条　発注者は、第６条第１項又は前条第４項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
２　前項の規定により減額する金額については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）
第９条　物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第２項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に引き渡されたものとする。
２　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

（契約不適合責任）
第 10 条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
２　前項の場合において、発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（納入期限の延長等）
第 11 条　受注者は、納入期限内に物品を納入できないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。
２　前項の申し出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

（遅延違約金）
第 12 条　受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入できない場合又は納入することができなかった事実が判明した場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
２　前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。以下「遅延利息の率の割合」という。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
３　前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第６条第１項又は第７条第４項の検査に合格したときは、第１項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
４　第７条第２項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
５　前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更）
第 13 条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）
第 14 条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約代金の支払）

第 15 条　受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき又は第８条第２項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

３　発注者は、前２項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

４　発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して支払金額に遅延利息の率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第 16 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

（２）納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

（３）正当な理由なく、第７条第１項、第２項又は第 10 条第１項の引換え又は手直し等がなされないとき。

（４）受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

（５）受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 16 条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第２条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（２）この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）第 18 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。

（８）受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。

（９）公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第７条の２（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（10）この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 16 条の３　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金とする。ただし、この契約を解除したことにより、発注者が損害を受けたときは、発注者は受注者に対し、損害賠償の請求ができるものとする。

（１） 前２条の規定によりこの契約が解除された場合。

（２） 受注者がその債務の履行を拒絶し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

（２） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

（３） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

（協議解除）

第 17 条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 18 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

（１） 第 13 条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。

（２） 第 13 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の２分の１以下に減少することとなるとき。

２　前条第２項の規定は、第１項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（相殺）

第 19 条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（賠償の予定）

第 20 条　受注者は、この契約に関して、第 16 条の２第９号の又は第 10 号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の１に相当する額を支払わなければならない。契約を終了した後も同様とする。ただし、第 16 条の２第 10 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（使用自動車の制限）

第 21 条　受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

２　受注者は、発注者が前項の確認をするために必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示又は提出しなければならない。

（契約の効力）

第 22 条　この契約を電子契約で締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載の年月日より効果を有する。

（疑義の決定等）

第 23 条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

（令和７年 12 月 15 日適用）

印刷製本特記約款

（総則）

第１条　国分寺市（以下「市」という。）の相手方として印刷製本を行う者(以下「事業者」という。)は、この約款の内容についても遵守し、標記の契約を履行しなければならない。

（原稿の交付等）

第２条　事業者は、市から原稿その他貸与品(以下「原稿等」という。)の交付を受けたときは、滅失、毀損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

２　事業者は、交付された原稿等を滅失又は毀損したときは、これにより生じた市の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又は毀損が市の故意又は過失その他市の責めに帰する事由により生じたとき、又は天災地変その他避けることのできない非常災害によるときは、この限りでない。

３　事業者は、市から交付された原稿等を、印刷製本物の納入後、仕様書等に定めるところにより返還しなければならない。

（著作権の侵害の防止）

第３条　事業者は、作成する印刷製本物が、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第２章及び第３章に規定する第三者が有する著作者の権利(同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。)を侵害するものでないことを、市に対して保証する。

２　事業者は、作成する印刷製本物が第三者の有する著作権等を侵害したときは、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該著作権等の侵害が、第５条の規定により交付された原稿等に起因するものであるときは、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

第４条　事業者は、納入する印刷製本物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第２条第１項第１号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。ただし、事業者が、この契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、事業者に留保するものとし、この著作物を改変、翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡し時に事業者が当該権利の一部を市に無償で譲渡することにより、市と事業者との共有となるものとする。

２　市は、印刷製本物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該印刷製本物の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができる。また、市は、印刷製本物が著作物に該当する場合には、事業者が承諾したときに限り、すでに事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　事業者は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、市は印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を事業者の承諾なく自由に改変することができる。

４　事業者は、印刷製本物が著作物に該当するしないにかかわらず、市が承諾した場合には、当該印刷製本物を使用又は複製し、また、第１条第３項の規定にかかわらず、当該印刷製本物の内容を公表することができる。

５　事業者は、第１項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は市と事業者が協議して決める。

６　市は、事業者が印刷製本物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。)について、事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第５条　事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が特許権等の対象となっているものを指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(校正等)

第６条　事業者は、内校ののち、印刷物の校正刷り及び色校正等を市に提出し、完全校了になるまで市の指示に従

い、校正を行わなければならない。ただし、市が責任校正又は責任校了の指示をした場合は、この限りではない。

２　事業者が市の指示のない校正をした場合、事業者は速やかに市の指示に従い、校正を行わなければならない。
また、これにより発生した損害については、事業者が負担するものとする。

（令和６年４月１日適用）

国分寺市契約における暴力団等排除措置に関する特記約款

（総則）
第１条　この特記約款は、この特記約款が添付される契約と一体となす。
（用語の定義）
第２条　この特記約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。
(1) 発注者　発注者である国分寺市をいう。
(2) 受注者　国分寺市との契約の相手方をいう。受注者が共同事業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員すべてを含む。
(3) 暴力団　国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第２条（定義）第１号に規定する暴力団をいう。
(4) 暴力団員等　条例第２条第２号及び同条第３号に規定する者をいう。
(5) 不当要求行為等
次に掲げるものをいう。
ア　暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為
イ　威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
ウ　正当な理由なく面会を強要する行為
エ　正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
オ　前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
(6)法人の役員若しくは使用人　個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員
（受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権）
第３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告することなく解除又は解約することができる。
(1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
(2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

(4)法人の役員若しくは使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 法人の役員若しくは使用人が自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

(6) 前各号に関し勧告を受けた日から１年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。

２　受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の規定は、この契約の履行が完了した後も５年間適用する。

４　第１項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は､連帯して支払わなければならない。

５　発注者は、受注者が第１項各号のいずれかに該当したときは、受注者を市の契約に関与させないものとする。

（不当要求行為等を受けた場合の措置）

第４条　受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 受注者は、下請負人又は再委託の受託者（以下「下請負人等」という。）がある場合において、当該下請負人等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) 受注者は、この契約に関して受注者の下請負人等がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、前条第１項及びこの項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

２　発注者は、受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、状況に応じて解約解除、入札参加資格停止又は違約金の請求等必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。

３　前条第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用する。

（令和６年４月１日適用）